

令和8年度 中野区子どもソーシャルワーカー（会計年度任用職員）募集要項

1 勤務地

中野区役所（中野区中野四丁目11番19号）

ただし、職務の都合により出張あり。

2 勤務内容

生活に困難を抱える子どもと子育て家庭を必要な支援につなげるための以下の業務

- (1)地域における関係団体、関係機関等との連携体制の構築に関すること
- (2)生活に困難を抱える子どもと子育て家庭を取り巻く環境及びその支援の啓発に関すること
- (3)生活に困難を抱える子どもと子育て家庭に対する事業の運営に関すること
- (4)このほか、子育て支援課長が定める事項

3 募集人員

1名

4 募集条件

次に掲げる要件を全て満たす方

- (1)社会福祉士の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると区長が認める者であること
- (2)子どもソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験並びに能力を有すると認められること
- (3)職務に関連した知識を積極的に修得し、地域における関係機関の連携強化に熱意を有すること
- (4)地方公務員法第16条の欠格事由に該当しないこと

5 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 勤務時間

1日当たり7時間45分（休憩時間1時間含む）

原則、月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで。

（職務の都合により勤務時間がずれる場合あり。）

7 勤務日

1月当たり16日

（原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日のうち、子ども教育部子育て支援課長が定める日。ただし、職務の都合により土曜日、日曜日及び祝日の勤務を定める場合あり。）

8 給与

月給 233,393円（地域手当相当額含む。社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。）

別途、期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額（上限額あり）を支給します。

9 休暇・福利厚生等

・有給休暇

（年次有給休暇、夏季休暇（勤務日数に応じて）、公民権行使等休暇、慶弔休暇 等）

・無給休暇

（病気休暇、育児時間、妊娠通勤時間 等）

・雇用保険の適用を受けます。

・社会保険（東京都職員共済組合、厚生年金保険）の適用を受けます。

10 応募方法

所定の選考申込書に必要事項を記入の上、令和8年1月9日（金）必着で下記書類提出先へ直接または郵送（簡易書留）にて提出して下さい。

また、社会福祉士の資格をお持ちの場合は、資格が確認できる書類の写しも同封して提出してください。

郵送の場合は、封筒に「選考申込書在中」と朱書きしてください。なお、応募書類につきましては返却いたしません。（当方で、責任を持って破棄いたします。）

11 選考方法

（1）第一次選考 書類選考（資格要件、志望理由及び小論文について審査する）

選考結果は、令和8年1月中旬に電子メール及び郵送により全員に通知します。

（2）第二次選考 面接選考：1月下旬予定

第一次選考合格者に対して、個別面接を行います。

【面接会場】中野区役所（中野区中野四丁目11番19号）

最終選考結果は、令和8年2月上旬に郵送により全員に通知します。

12 書類提出先・問い合わせ先

〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号

子ども教育部 子育て支援課 子ども・子育て支援係
(中野区役所3階子ども総合窓口)

直通電話 03-3228-8723

メール kosodate-saiyou@city.tokyo-nakano.lg.jp

※次格条項（地方公務員法第16条）

- 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者